

高浜再稼働を容認

大阪高裁 抗告審決定

仮処分取り消し

「新規制基準は合理的」

関西電力高浜原発3、4号機（高浜町）の運転差し止めを命じた昨年三月の大津地裁の仮処分について、大阪高裁（山下郁夫裁判長）は二十八日、関西電力の抗告を認めて取り消す決定をした。仮処分を受けて関西電力は一基の運転を停止しているが、一年ぶりに再稼働できることになった。住民側は最高裁への抗告には慎重な姿勢を示している。〔関連②③④面、論説③面〕

（角雄記、井本拓志）



関西電力高浜原発3、4号機の運転差し止め仮処分を取り消す決定が出され、垂れ幕を掲げる住民側弁護士ら＝28日午後、大阪高裁前で

関西電力の岩根茂樹社長は同日の記者会見で、「一基の再稼働の時期は未定と説明したが、地元への理解を経て、東京電力福島第一原発事故

後には四月下旬にも運転を再開する見通し。山下裁判長は決定理由で

後に策定された原子力規制委員会の新規制基準を一事から得られた教訓を踏まえ、最新の科学・技術的知見に基づき策定された」と評価。3、4号機は新規制基準に適合したとして、住民側に危険性の立証責任を課した。

地裁決定で「危惧すべき点がある」と指摘された過酷事故対策や基準地震動（耐震設計の目安となる揺れの想定）についても、新規制基準に沿って適切に考慮されていると判断した。

地裁決定は半径三十キロ圏内の自治体が策定する事故時の避難計画を「国主導で策定すべきだ」と指摘していたが、高裁決定は「国や自治体が相互に連携している」と問題視せず、原子力規制委が再稼働に当たって審査の対象としていない現

行の枠組みも「不合理」とは言えない」と容認した。仮処分後の昨年四月に発生した熊本地震を受け、震度7級の大きな揺れに繰り返し襲われた場合の安全対策も新たな争点となつてい

3/27 早稲

決定骨子	
○ 関西電力高浜原発3、4号機の運転を差し止めた大津地裁の決定を取り消す	○ 新規制基準は東京電力福島第一原発事故の教訓を踏まえた最新の科学的、技術的知見に基づき、合理性がある
○ 高浜原発で新たに設けられた基準は、耐震補強工事や津波対策も適切	○ 各種の規制により、炉心の安全性は高

たが、「大きな地震動に連続して襲われても安全性は確保されている」とする関西電力の主張を認めた。仮処分は滋賀県内の住民二十九人が申し立て、昨年三月に大津地裁（山本善彦裁判長）が差し止めを命じた決定を出した。同七月に

は関西電力が申し立てた異議も退けられ、関西電力が大阪高裁に抗告していた。3、4号機を巡っては、二〇一五年二月、規制委が新規制基準に適合すると判断。四月に福井地裁で運転差し止めの仮処分決定が出たが、十二月に地裁の別の裁判長が決定を取り消した。関西電力は一六年一月に3号機、二月に4号機を再稼働させたが、大津地裁決定を受けて、運転を停止した。

民意無視の暴走
住民側弁護団の話 原発再稼働に反対する国民が賛成を大きく上回り、社会全体で原発の危険性を受け入れる合意形成がなされていない。その状況で高浜3、4号機の運転を容認する大阪高裁の判断は、民意無視の司法の暴走とも言つべきで、強い抗議の意志を表明する。

安全管理に万全
関西電力の話 安全性が確保されていると裁判所に理解いただいた結果と考えている。今後、総点検の結果などを踏まえ、原子力プラントの安全管理に万全を期す。その上で、安全を最優先に立地地域の皆さんの理解を得ながら、再稼働に向け準備を進める。

住民側怒り「不当決定」

高浜3、4号機再稼働容認

関西電力高浜原発3、4号機の運転差し止めが取り消しとなり、会見する井戸健一弁護士(左)と住友代表の辻義則さん(右)ら=28日午後5時31分、大阪市北区の大阪弁護士会館で(中村千春撮影)



関西電力高浜原発3、4号機の運転差し止めを命じた昨年三月の大津地裁の決定から一年。大阪高裁は二十八日、「原決定を取り消す」と正反対の判断を下した。「歴史に残る恥すべき決定だ」。再度の朗報を願った住民側は怒りをあらわにし、関電は「大きいステップを踏み出した」と再稼働への意欲を見せた。●面参照

「福島学んでない」



関西電力高浜原発3、4号機の運転差し止め仮処分を取り消す決定を受け、抗議する人たち=28日午後3時18分、大阪高裁前で(伊藤遼撮影)

裁判所から飛び出してきた弁護士たちの表情が硬かった。「国民・県民世論に逆行する不当決定」。両手を広げて掲げた垂れ幕の文

字に、決定を待ち構えた五十人超の支援者から一斉にため息が漏れた。福島第一原発の事故前から脱原発運動に取り組む無職沢田亨子さん(左)と大津市は「思いが届かなかつたことが悔しい。裁判官には、普通感覚でやっても良かった」と厳しい表

情。福島県南相馬市から大津市に避難している青田恵子さん(右)は「決定は福島から何も学んでいない」と話し「私たちは、だてに犠牲になったわけじゃない」と語気を強めた。

住民代表の辻義則さん(左)は「司法は政府や電力事業者の思いを忖度して不当な決定を私たちに押しつけた」と非難。「歴史に残る恥すべき決定だ。大阪高裁よ恥を知れ」と叫ぶと、支援者らは「そうだ」と拍手した。

一方、弁護士からは「各地の訴訟に生かしたい」との声も。井戸団長の隣に座った脱原発弁護士全国連絡会共同代表の河合弘之弁護士(右)は「負けたら次の手

を考える。みなさん、楽しんで今後の活動への支援を求めみにしていってください」と話した。(鈴木啓紀、菅原千晶)

を考える。みなさん、楽しんで今後の活動への支援を求めみにしていってください」と話した。(鈴木啓紀、菅原千晶)

3/29 早稲

住民目線どこに

解説

高浜原発3、4号機の再稼働を認め、大阪高裁の抗告審決定は、原子力規制委員会の策定した新規制基準に全く疑いを挟まなかった。その姿勢に住民目線は感じられない。

東京電力福島第一原発事故は、社会から要求される原発の安全水準を、格段に高めたはずだ。一年前、全国で初めて稼働中だった原発を止めた大津地裁の仮処分決定は、事故が起きれば長期にわたって暮らしを奪われる地元住民に寄り添い、新規制基準が納得でき

るものかどうかを厳しく問うた。

原発の運転停止を求める大勢の人々が全国で訴えを起しているのは、国も電力会社も原発再稼働に前のめりになる中、新基準をチエックする最後のとりでとしての役割を司法に求めるからだ。大津地裁の判断から一転、大阪高裁は当の規制委が自らつくった解説資料に依拠し「新規制基準は合理的」と断じた。これでは司法の独立性、客観性を放棄したのに等しいのではないか。

原発訴訟における上級審

の壁の厚さと、打ち破る難しさもあらためて感じさせられた。下級審で住民側が勝訴しても、結局は高裁や最高裁で覆される構図は、福島事故前から繰り返されてきた。

今回の決定があっても原発訴訟はやまないだろう。事故の教訓を置き去りにし、期待を裏切り続けるのかどうか。司法自身が問われている。

(角雄記)